

2018年9月21日

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

【自動車保険】「故障運搬時車両損害特約」の新設

～走行不能時の故障損害を補償～

損害保険ジャパン日本興亜株式会社（社長：西澤 敬二、以下「損保ジャパン日本興亜」）は、自動車保険において、ご契約の自動車が故障により走行不能となり、かつレッカーけん引された場合に、その故障車両の修理費を補償対象とする「故障運搬時車両損害特約」を新設し、2019年1月から本特約をご提供します。

なお、故障車両の修理費を補償対象とする特約は、損害保険会社で初めてのご提供となります。

1. 開発の背景

近年、自動車の保有年数が長期化しており、故障損害への備えに対するニーズが高まっています。

これまでの自動車保険では、故障が発生した場合のレッカー費用や代車・宿泊・移動費用を補償する特約はご提供していましたが、故障車両自体の修理費については保険金のお支払い対象とならず、お客さまに自己負担していただくケースが発生していました。

今回、お客さまからの「故障した車両自体の修理費も補償して欲しい」というニーズにお応えするため、故障損害に対する車両の修理費を補償する特約を新設することとしました。

2. 商品概要

（1）商品の概要

『THEクルマの保険（個人用自動車保険）』および『SGP（一般自動車保険）』に任意で付帯可能な「故障運搬時車両損害特約」を新設します。

本特約は、以下の項目をすべて満たすご契約に付帯することができます。

- ・記名被保険者（主にお車を運転される方）が個人のノンフリート契約
- ・車両保険を適用した自家用乗用車（普通・小型・軽四輪）のご契約
（レンタカーや教習用自動車など、一部の自動車は対象外）
- ・ご契約期間の初日の属する月が初度登録（検査）年月の翌月から起算して60か月以上※のご契約

※本特約は、初度登録（検査）年月の翌月から起算して60か月以上の自動車について、期間の上限なく補償を提供するものであり、自動車ディーラー等が提供している延長保証制度を補完するものです。

（2）補償の内容

ご契約の自動車が故障により走行不能となり、かつレッカーけん引された場合に、ご契約の自動車の故障損害に対して、協定保険価額または100万円のいずれか低い額を限度に保険金をお支払いします。

本改定により、事前に損保ジャパン日本興亜にご連絡をいただいたうえで、故障車両がレッカーけん引された場合は、レッカー費用や代車・宿泊・移動費用だけでなく、故障車両の修理費を含めたお客さまが必要となる補償をご提供することが可能となります。

	【新設】 故障運搬時車両損害特約	ロードアシスタンス特約 *自動セット	代車等諸費用特約 (30日型)
	車両の修理費	レッカー費用	代車・宿泊・移動費用
現在の商品	×	○	○
改定後 (特約を付帯した場合)	○	○	○

※自動車検査証に記載された有効期限の満了する日の翌日以後に発生した故障損害、または法令上の定期点検を実施していないことに起因する故障損害は補償されません。

【補償対象となる故障損害の主な事例】

- ①オイルポンプの破損などによる油圧の低下や冷却システムの故障が原因でオーバーヒートし、エンジンが破損し動かなくなった。
- ②何らかの原因でATミッション内部の油圧が低下し、オイルが焦げたような異臭が発生した結果、自動車が動かなくなった。



(3) 事故の取扱い

本特約により保険金をお支払いした場合、「1等級ダウン事故」の扱いとなります。

(4) 保険料

本特約の保険料は平均約2,000円となります。

※ご契約の内容により、本特約の保険料が異なります。

3. 販売開始

2019年1月1日以降を保険始期日とすご契約からご提供します。

4. 今後について

損保ジャパン日本興亜は、本商品の提供を通じて、お客さまが安心して生活できる環境づくりに貢献していきます。

以上